



3小防第402号
令和3年9月27日

一般社団法人小郡三井医師会 御中

小郡市長 加地良光
(防災安全課防災係)



小郡市国民保護協議会委員の推薦について（依頼）

早春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より、本市の防災行政につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては平成18年度に「小郡市国民保護計画」を策定以来、計画の変更等を行っておりませんでした。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の改正、国の国民の保護に関する基本指針の変更、Jアラートや安否情報システム等の導入、県の国民保護計画への整合、市の体制の変更、市域の特性の変化等に伴う計画の変更を小郡市国民保護協議会への諮問を経て、令和3年度中に行いたいと考えております。

つきましては、貴団体から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条に基づき、下記のとおり小郡市国民保護協議会委員の推薦をいただきますようお願い申し上げます。なお、委員の推薦にあたりましては、本市の施策として、男女共同参画の視点の導入を図るため、女性委員の推薦について特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。（※必ずしも団長の充て職としていただく必要はありません。）

令和3年度の小郡市国民保護協議会会議につきましては、令和4年1月20日（木）13時30分の開催を予定しておりますが、推薦を頂いた委員の方にあらためて開催のご案内をさせていただきます。

記

1. 推薦者数 1名
2. 任 期 委嘱日（令和4年1月中）から令和5年3月31日まで
3. 国民保護協議会会議 必要に応じて年1回開催（1月～3月開催）
※委員報酬 4,700円/回
4. 提出書類 別紙「小郡市国民保護協議会委員の推薦について」
5. 提出先 防災安全課防災係
6. 提出期限 令和3年10月20日（水）
7. 参 考
・小郡市国民保護協議会条例
・小郡市国民保護協議会委員推薦依頼名簿

小郡市役所 防災安全課 防災係 担当 丸山・野見山
住 所：小郡市小郡255番地1
TEL：0942-72-2111（内242）
FAX：0942-73-4466

【別紙】

令和 年 月 日

小郡市長 殿

団 体 名 _____

代表者名 _____

小郡市国民保護協議会委員の推薦について

このことについて、次の者を小郡市国民保護協議会委員として推薦します。

団体名・役職	氏 名	性 別
		男 ・ 女
住 所	連絡先（電話番号）	委員報酬の要否
		要 ・ 否

連絡担当者（部署）	連絡先（電話番号）

小郡市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、小郡市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小郡市国民保護協議会委員推薦依頼名簿

国民保護法第40条における区分	小郡市国民保護協議会委員予定者及び推薦依頼部署
2項 市町村長	小郡市長
4項1号 指定地方行政機関の職員	国土交通省筑後川河川事務所（長）
4項2号 自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第5施設団長兼ねて小郡駐屯地司令
4項3号 福岡県の職員	福岡県総務部防災危機管理局防災企画課（長）
	福岡県久留米県土整備事務所（長）
	福岡県朝倉農林事務所（長）
	福岡県北筑後保健福祉環境事務所（長）
	福岡県小郡警察署（長）
4項4号 副市町村長	小郡市副市長
4項5号 教育長	小郡市教育長
4項5号 消防長	久留米広域消防本部消防長
4項6号 市町村職員	小郡市経営政策部長
	小郡市都市建設部長
	小郡市市民福祉部長寿支援課長（女性管理職）
4項7号 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員	株式会社NTTフィールドテクノ株式会社九州支店福岡営業所担当部署（長）
	九州電力送配電株式会社甘木送配電事業所（長）
4項8号 国民保護のための措置に関し知識又は経験を有する者	三井水道企業団（事務局長）
	社会福祉法人小郡市社会福祉協議会（会長）
	一般社団法人小郡三井医師会（会長）
	おごおり女性協議会（会長）
	小郡市民生委員児童委員協議会（会長）
	小郡市区長会（会長）
	小郡市消防団（長）